

記 録

令和 4 年 1 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和 4 年 1 月 2 8 日 (金)

## 令和4年1月農業委員会定例総会議事録

令和4年1月農業委員会定例総会を令和4年1月28日（金）午後3時から  
日向市役所4階 議員会議室において開催する。

### 農業委員の出欠

#### 出席委員（14名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	黒木耕作	4番	治田健
5番	那須成章	6番	鈴野浅夫
7番	松木親則	8番	甲斐英教
9番	山本孝志	10番	溝口秀樹
11番	海野善文	12番	寺原勝
13番	安藤嘉弥	14番	田原千春

#### 欠席委員（なし）

### 事務局出席者

事務局長	黒木秀樹	事務局長補佐	野別浩三
主任主事	井本彩		

## 記 録

### 日程第1 議事録署名者の指名

6番 12番

### 日程第2 議案第1号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について

議案第8号 農地のあっせん申出について

議案第9号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について

議案第10号 和解の仲介の申し立てについて

報告第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 取消願について

報告第4号 取下書について

報告第5号 農地中間管理事業に伴う配分計画について

報告第6号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

その他

# 記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長 印

6 番 印

1 2 番 印

## 記 録

### 議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

- 議長 | それでは、ただいまから令和 4 年日向市農業委員会 1 月定例総会を開会します。
- 議長 | なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話の電源を切るか、マナーモードに設定してください。次に、私語を慎んでください。また、発言をされる際は、議席番号を言ってから発言してください。議事録作成に支障を来しますので、よろしくお願いいたします。
- 議長 | まず、日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に 6 番委員、12 番委員を指名します。よろしくお願いいたします。
- 議長 | 次に、日程第 2、議案審議に入ります。
- 議長 | まず、議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による許可申請について」であります。
- 議長 | それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 | 議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による許可申請について」であります。今回、6 件の申請が出ておりますが、うち 4 件は貸人の公社から借りていらっしゃる借人の解約になります。
- 事務局 | 受付番号 28 番から 31 番です。全て成立日、解約日が令和 3 年 12 月 17 日、引渡日が令和 4 年 1 月 31 日で、解約理由は耕作者変更のためです。
- 事務局 | 受付番号 1 番から 2 番は、同じ地番に対して公社から借りている方、また公社に貸している方、双方を解約をしまして、この後、売買を行う予定となっております。全て成立日、解約日が令和 4 年 1 月 20 日、引渡日が令和 4 年 1 月 28 日となっております。
- 事務局 | 以上 6 件、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
- 議長 | ありがとうございます。
- 議長 | ただいま説明のありました案件について、ほかに質問等はございませんでしょうか。
- 議長 | ないようですので、お諮りします。
- 議長 | 賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 | ありがとうございます。
- 議長 | 全員賛成ですので、原案のとおりとします。
- 議長 | 次に、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」であります。
- 議長 | それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 | 議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」であります。
- 事務局 | まず、受付番号 1 番、土地の所在地、富高、地目が畑、地積が 72 m<sup>2</sup>です。譲受理由が規模拡大、譲渡理由が相手方の要望となっております。こちら、売買による所有権移転でして、譲受人は現在、1 万 6,999 m<sup>2</sup>を経営され、主にお米と野菜を耕作されております。
- 事務局 | 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき申請されるもので、耕作状況、下限面

記 録

事務局 積、取得することによる周辺農地への影響などはないと思われま  
す。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の  
全てを満たしていると考えられます。

次に、受付番号2番、土地の所在地、平岩、地目が畑、地積が107  
㎡です。譲渡理由、譲受理由ともに贈与となっておりますが、譲  
受人、譲渡人双方の親の代に農地を交換されたようですが、この  
1筆が漏れていたようで、今回、贈与による所有権移転というこ  
とで申請されております。譲受人は現在、7,582㎡を経営され  
て、主にお米や野菜類を耕作されております。

農地法第3条第1項の規定に基づき申請されるもので、耕作状  
況、下限面積、取得することによる周辺農地への影響などはない  
と思われま  
す。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件  
の全てを満たしていると考えられます。

以上2件、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、番号1担当の7番委員及び9番委員から、補足があ  
れば説明をお願いしま  
す。

7番委員 7番委員。  
問題ありません。

9番委員 9番委員。  
問題ありません。

議長 ありがとうございます。

次に、番号2担当の8番委員から、補足があれば説明をお願い  
しま  
す。

8番委員 8番委員。  
問題ありません。

議長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに  
質問等はない  
でしょうか。

ないようですので、お諮りしま  
す。

賛成の方は挙手をお願いしま  
す。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、原案のとおりとしま  
す。

次に、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請  
につ  
いて」であります。

それでは、事務局に説明をお願いしま  
す。

事務局 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請  
につ  
いて」であります。

受付番号1番、土地の所在地、東郷町山陰、地目が畑、登記面  
積が417㎡  
です。転用目的は、杉の植林となっております。こちらの申請地  
の隣接地は、宅地と申請人所有の農地となっておりま  
すが、隣接地の空き家となっておりま  
した住宅が売買されるに当たり、その農地も住宅購入者に買  
取られることとな

記 録

- 事務局 | り、次の議案第4号で5条の許可申請が出ております。ですので、その農地もほかの方に転用されますけれども、その方には植林することについては同意をいただいているということをお聞きしております。杉は40本ほど植林する予定であるということです。雨水の排水は敷地内自然浸透で行いまして、汚水の排水はありません。申請地は、周辺の農地の状況から中山間地に存在する小集団の農地であるため、第2種農地に該当するものと考えられます。
- 農地法第4条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はありません。
- 以上1件、皆様のご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 | ありがとうございました。
- それでは、番号1担当の11番委員から、補足があれば説明をお願いします。
- 11番委員 | 11番委員です。
- 25日に現地確認しましたが、特に問題はありませんでした。
- 議長 | ありがとうございました。
- ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑等はございませんでしょうか。
- ないようですので、お諮りします。
- 賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 | ありがとうございました。
- 全員賛成ですので、原案のとおりとします。
- 次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」であります。
- それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 | 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」であります。
- 受付番号1番、土地の所在地、東郷町山陰、地目が畑、地積が82㎡です。転用目的が駐車場（追認）となっておりますが、こちら、譲受人の父がこの申請地を自宅の駐車場とするために、譲渡人の亡き父より平成17年に購入したそうなんですけれども、その際、農地法のことを知らずにそのまま転用してしまったようで、所有権移転もされずにそのままだったということで、先日、担当委員、県の担当者、事務局で現地調査に行きましたが、既に駐車場となっております。譲受人から始末書が提出されております。申請地は、周辺の農地の状況から中山間地に存在する小集団の農地のため、第2種農地に該当するものと考えられます。
- 農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺の農地への影響はないものと考えられます。
- 続きまして、受付番号2番、土地の所在地、東郷町山陰、地目が畑、地積が319㎡です。転用目的は駐車場、進入路、合併浄化槽となっております、こちら追認となっております。申請地は、譲渡人の亡き親戚が隣接地に昭和61年頃に住宅を建築した際、合併浄化槽が設置され、それ以降、駐車場として利用されていたようです。今回、譲受人に隣接地の住宅と一緒に売買するに当たり、申請地が農地であり、許可を受けずに転用していたということが分か

記 録

- 事務局 | りまして、譲渡人から始末書が提出されております。申請地は、周辺の農地の状況から中山間地に存在する小集団の農地のため、第2種農地に該当するものと考えられます。  
農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。  
以上2件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 | ありがとうございました。  
それでは、番号1担当の14番委員から、補足があれば説明をお願いします。
- 14番委員 | 14番委員。  
25日に現地調査に行きました。先ほど事務局からの説明があったとおりで、また始末書も出しておるということで、あとは問題ないかと存じます。
- 議長 | ありがとうございました。  
次に、番号2担当の11番委員から、補足があれば説明をお願いします。
- 11番委員 | 11番委員です。  
これも問題ないという感じでした。
- 議長 | ありがとうございました。  
ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑等はございませんでしょうか。  
ないようですので、お諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 | ありがとうございました。  
全員賛成ですので、原案のとおりとします。  
次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について」であります。  
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 | 番号1、受付年月日、令和4年1月14日。利用権設定する土地の所在地、東郷町山陰、地目が田、地積が1,723㎡外2筆で、田の合計が5,970㎡です。利用権の種類が賃貸借権設定。期間が令和4年2月1日から令和14年1月31日の10年間で、賃金が10a当たり1万5,000円。作物がWCSとなっております。利用権の設定を受ける者は現在、2万9,705㎡を経営されておまして、家族数お二人、稼働力がお二人となっております。こちらは新規での設定となっております。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく申請でございますので、同法第2項の各号には該当いたしません。  
以上、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 | ありがとうございました。  
それでは、番号1担当の11番委員から、補足があれば説明をお願いします。

記 録

- 11番委員 11番委員です。  
これも大丈夫だと思います。
- 議長 ありがとうございました。  
ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑等はございませんでしょうか。  
ないようですので、お諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございました。  
全員賛成ですので、原案のとおりとします。  
次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について」であります。  
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 番号1、受付年月日、令和4年1月14日。所有権を移転する土地、平岩、地目が畑、地積が171㎡外1筆で、田の合計が299㎡です。所有権の移転時期及び対価の支払いは、令和4年2月1日。対価は36万2,400円。売買による所有権移転です。所有権の移転を受ける者は現在、施設園芸を中心に2万3,116㎡を経営されている認定農業者です。家族数はお一人、稼働力もお一人となっております。  
次に番号2番、受付年月日、令和4年1月14日。所有権を移転する土地は日知屋で、地目が田、地積が3,327㎡です。所有権の移転時期及び対価の支払いは、令和4年2月1日。対価は166万3,500円です。こちらも売買による所有権移転です。所有権の移転を受ける方は、露地果樹を中心に6,926㎡を経営されている専業農家の方です。家族数はお二人、稼働力もお二人となっております。  
以上2件、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく許可申請でございます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
- 議長 ありがとうございました。  
それでは、番号1担当の8番委員から、補足があれば説明をお願いします。
- 8番委員 8番委員です。  
問題ありません。
- 議長 ありがとうございました。  
次に、番号2担当の3番委員から、補足があれば説明をお願いします。
- 3番委員 3番委員です。  
問題ありません。
- 議長 ありがとうございました。  
ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。  
ないようですので、お諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。

記 録

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、原案のとおりとします。  
次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について」であります。  
それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局 今回、案件が多いので、一括してご説明をします。  
今回、東郷町、塩見、平岩、富高で、それぞれ農地中間管理機構を通した利用権設定が出ております。全て10年以上の契約となっております。田が15筆で1万8,963㎡、畑が20筆で1万1,708.33㎡、合計しまして35筆で3万671.33㎡となっております。  
以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
ただいま説明のありました案件につきまして、質問等はございませんでしょうか。  
ないようですので、お諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、原案のとおりとします。  
次に、議案第8号「農地のあっせん申出について」であります。  
それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局 議案第8号「農地のあっせん申出について」。  
受付番号1番、土地の所在地、財光寺、地目が田、地積が354㎡外2筆で、田の合計が932㎡です。申出の理由としては、農地を借りたいということになっております。今回、申出人が日向市のほうで新たにハウスによる生キクラゲの栽培を始めたいということで、こちらあっせんの申出を出されました。日向市内、いろいろ農地を見て回られたということで、こちらの財光寺の土地が一番申出人の理想に近かったということで出されております。栽培方法等、あまり経験はまだないということなんですけれども、市外の方に指導をいただいで、今後栽培をしていくというふうにお聞きしております。  
以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
それでは、農地部会長より報告を求めます。

農地部会長 農地部会長です。  
農地部会で検討いたしまして、4番委員、9番委員にお願いしたいということですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 ありがとうございます。  
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、質問等はございませんでしょうか。  
ないようですので、お諮りします。

記 録

- 議長 賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございました。  
全員賛成ですので、原案のとおりとします。  
次に、議案第9号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について」であります。  
それでは、事務局に説明をお願いします。  
すみません、一旦休憩いたします。
- (休 憩)
- 議長 それでは、再開いたします。  
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。  
説明については、農業畜産課の担当が来ておりますので、説明のほうお願いいたします。
- 農業畜産課 農業畜産課担当の森川です。よろしく申し上げます。  
議案資料は33ページ、34ページをお開きください。  
今回につきましては、農業振興地域整備計画の変更ということで、内容は農振農用地の除外です。土地の所在につきましては、東郷町下三ヶ、地目は畑です。地積は1,136㎡のうち499㎡を分筆して、除外後転用ということになっております。現在の所有者、今回事業計画されている方は資料記載のとおりです。  
この除外に当たりましては、農振法の中で除外要件5項目ありまして、その全てについて要件を満たしているものと考えております。  
今回、農業委員会のほうから妥当であるという旨のご意見をいただければ、2月中旬には農振計画の変更に係る公告を行いまして、手続が終了するのが4月上旬、農地転用に関しましては4月下旬の農業委員会において審議をしていただくという流れになるかと思えます。  
私からの説明は以上であります。
- 議長 ありがとうございました。  
それでは、農地部会が開催されておりますので、部会長より報告をお願いいたします。
- 農地部会長 報告いたします。  
今日午後、現地調査、農地部会を行いまして検討した結果、問題ないという結果になりました。  
以上です。
- 議長 ありがとうございました。  
ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。  
ないようですので、お諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。

記 録

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、原案のとおりとします。  
それでは、ここで一旦休憩いたします。

(休 憩)

議長 再開いたします。  
次に、議案第10号「和解仲介の申し立てについて」であります。  
それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局 事務局です。  
お手元の資料の38ページをご覧ください。  
ここでは仲介申立人のことを甲と称します。土地の所有者については、申請地の①、この2筆は甲の所有地です。そして、②については、これは現在の所有者は丙です。丙と称します。そして丙に売った方、前所有者を乙と称します。この関係を一応頭に入れておいてください。  
今回の和解仲介の申立ての経緯につきましては、内容にも書いているとおり、申立人の甲と、そして丙による申請地①と②の境界の紛争でございます。位置関係は、この後の40ページに字図を載せております。地図は、②が北側、①が南側というふうに見てください。  
今現在、字図を見られているように、黒く濃く表示しているところが①と②の字図上の境界です。  
今回、甲が主張するのは、丙が甲の土地に進出しているということで申し立てています。分かりやすい例で言ったら、N T Tの電柱の支柱が本来なら丙の土地に打ち込むところが、甲が主張するところの所有地に電柱の支線が打ち込まれているというふうに主張されております。この件に関しましては、N T Tにも異議申立てをしたし、丙のほうにも異議申立てをしました。しかしながら、現場での立会いを甲のほうから申し込んでも、丙が断っているそうです。というところで、今回、農業委員会に対して和解の仲介の申出をされました。  
以上、説明は終わります。

議長 ありがとうございます。  
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、質問等がありましたらお願いいたします。

8番委員 8番委員です。  
この仲介は実を申しますと、私の地元ではあるんですけども。先ほど説明がありましたN T Tの立会いの要請にも応じないという丙の態度といいますか姿勢が、先ほど説明の中にありましたけれども。我々農業委員会の中でそういったあっせん人を立てて、いろいろと両方立会いの下で協議もあるかと思うんですけども、果たしてその要請に両者とも応じるのかどうか。そこが少し疑問に思えたものですから。その辺のところを頭の中に置いて、皆さんでご審議いただきたいなというふうに思っております。  
以上です。

議長 事務局、お願いします。

事務局 和解仲介のあっせんの要請を行い、双方又は片方が応じ無かった場合は、和

記 録

事務局 解の仲介が不調となり打ち切りとなります。その後、民事調定の手続きに移行していく事になります。

議長 よろしいでしょうか。

8番委員 はい。

議長 ほかに質問等はございませんでしょうか。どうぞ。

5番委員 5番です。  
こういうことに農業委員会自体が関わらないといけないのでしょうか。向こうから要請があったとはいってもですよ。おかしいなど。

議長 事務局、お願いします。

事務局 農業委員会の仕事の一つに、農地の境界紛争のあっせん仲介とかをしなければならぬというのが書かれておりますので、大変難しい問題であります。和解仲介を担っていただくこととなります。

議長 よろしいでしょうか。  
ほかに質問はございませんでしょうか。  
それでは、ここで一旦休憩いたします。

(休 憩)

議長 それでは、再開いたします。  
和解の仲介を行うことについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、原案のとおりとします。  
それでは、ここで和解の仲介委員の決定について、事務局より提案をお願いします。

事務局 仲介委員の案を提案させていただきます。  
お一人目が甲斐英教委員、お二人目が安藤嘉弥委員、3人目が細川豪邦委員のお三方です。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。  
それでは、ただいまの説明のありましたとおりでよろしいでしょうか。ほかに質問等はございませんでしょうか。  
よろしいですね。  
ないようですので、お諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

## 記 録

- 議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、原案のとおりとします。  
それでは、一旦休憩いたします。
- (休 憩)
- 議長 事務局長から報告をお願いします。
- 事務局長 それでは、日向市農業委員会事務局規定による受理通知書の交付についてご報告申し上げます。  
まず、報告第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の許可証交付の報告であります。議案書では41ページであります。  
届出の件数は1件、土地は畑5筆で、面積は1,577㎡であります。  
次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」であります。議案書では43ページです。  
届出の件数は5件、土地は田1筆、畑4筆で、面積は1,785㎡であります。転用目的につきましては、住宅、駐車場であります。  
次に、報告第3号「取消願について」であります。議案書では47ページになります。  
これは12月定例総会で報告いたしました農地転用届出の取消願が提出されました。  
次に、報告第4号「取下書について」。農業経営基盤強化法第6条第1項の規定による申請が取り下げられております。議案書では49、50ページになります。  
次に、報告第5号「農地中間管理事業に伴う配分計画について」であります。議案書では51ページ以降です。  
これは市農業畜産課から提供された情報であります。全部で5件。田16筆、1万9,492㎡、畑20筆、1万1,708.33㎡、合計で3万1,200.33㎡の農地配分が行われております。詳細につきましては、報告第5号別紙をご覧ください。  
次に、報告第6号「農地転用許可申請後の許可状況報告について」であります。議案書では53ページ以降です。  
12月の定例総会にて可決した5条申請4件が県知事許可されております。  
以上、報告申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。  
ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。  
意見、質問もないようですので、これをもちまして、全ての会議の日程を終了しますとともに、議長の全ての任を解かせていただきます。本日はご協力ありがとうございました。